

新しい介護保険制度に関するお問い合わせ相談窓口

高齢者の総合相談窓口 ▶ 高齢者相談センター(地域包括支援センター)

高齢者相談センター(地域包括支援センター)は、高齢者の総合相談窓口として浜松市から委託された公的な機関です。高齢者本人やその家族から寄せられるさまざまな相談や悩みに応じ、必要な支援を行います。相談は無料です。

お住まいの地区により担当の高齢者相談センターが決まっています。

平成29年1月現在

区名	担当地区	センター名	所在地	電話番号(053)
中区	北、曳馬	元 浜	中区元浜町356	479-1215
	西、泉居、江西	鴨 江	中区鴨江三丁目70-27	456-3362
	城北、佐鳴台	佐 鳴 台	中区佐鳴台三丁目35-21	448-0201
	富塚、萩丘(住吉・和合)	和 合	中区和合町555	475-5560
	中央、アクト、江東、駅南	板 屋	中区板屋町697	456-5600
	萩丘(萩丘中、葵・高丘)	高 丘	中区高丘東四丁目43-11	420-6330
東区	積志	ありたま	東区有玉南町1436	434-7899
	長上、笠井	さぎの宮	東区小池町38-1	432-5151
	中ノ町、和田、蒲	あ ん ま	東区安間町55-8	423-2701
西区	入野、篠原	大 平 台	西区大平台一丁目34-30	485-2800
	庄内、和地、伊佐見	和 地	西区大山町2893-1	437-2001
	舞阪、雄踏、神久呂	雄 踏	西区雄踏町字布見4080-4	597-0022
南区	新津、可美	新 津	南区法枝町248-3	444-3333
	芳川、河輪、五島	芳 川	南区石原町739	426-1503
	白脇、飯田	三 和	南区三和町242-1	462-1011
北区	都田、新都田、三方原	三 方 原	北区新都田五丁目12-21	428-6333
	細江、引佐、三ヶ日	細 江	北区引佐町井伊谷2569	528-2288
浜北区	北浜	北 浜	浜北区高嶺208-2	584-2733
	浜名、鹿玉	し ん ぱ ら	浜北区新原4092-2	584-1090
	中瀬、赤佐	於 呂	浜北区於呂2519-2	588-5600
天竜区	天竜、春野	天 竜	天竜区二俣町二俣2396-56	925-0034
	佐久間、水窪、龍山	北 遠 中 央	天竜区龍山町戸倉711-2 (龍山保健センターやすらぎ内)	969-0088

浜松市 健康福祉部介護保険課 ☎053-457-2862

浜松市 健康福祉部高齢者福祉課 ☎053-457-2361

区 役 所

中区役所 長寿保険課 ☎053-457-2062	北区役所 長寿保険課 ☎053-523-1144
東区役所 長寿保険課 ☎053-424-0186	浜北区役所 長寿保険課 ☎053-585-1123
西区役所 長寿保険課 ☎053-597-1164	天竜区役所 長寿保険課 ☎053-922-0130
南区役所 長寿保険課 ☎053-425-1542	

編集・発行:平成29年1月 浜松市健康福祉部介護保険課 ☎(053)457-2862

は ま ま つ

介護保険だより

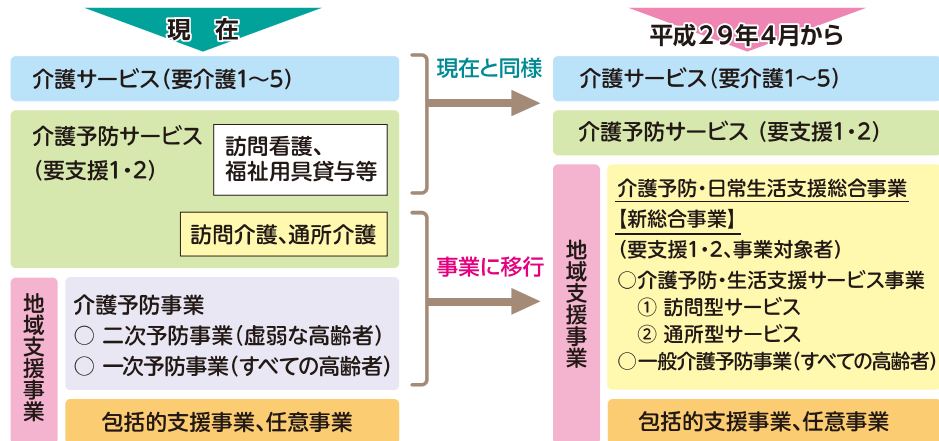
回 覧

平成29年1月発行

介護保険制度の改正により新総合事業が始まります!

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新総合事業」)が始まります。これまで、要支援の方が利用している訪問介護や通所介護のサービスは全国一律の基準により提供してきましたが、新総合事業では、多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、これまでのサービスに加え多様な担い手による新しいサービスを提供します。また、要支援になるおそれのある方等が利用していた今までの介護予防事業の内容もあわせて見直し、より効果的に事業を行っていきます。

介護保険制度の改正による変更



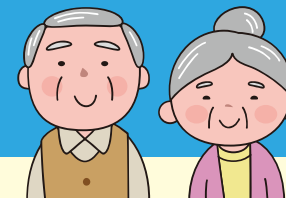
新総合事業の実施により、ここが変わります!

- 要支援1・2の方を対象としている介護予防サービスのうち訪問介護サービス、通所介護サービスは、4月から新総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスとして提供されます。
- 訪問型サービス及び通所型サービスは、これまでどおりの指定事業所によるサービスに加え、NPOやボランティアなど多様な主体により提供されます。
- 要介護認定を受けなくても、「基本チェックリスト」を実施することにより「事業対象者」に判定されれば、訪問型サービスと通所型サービスの利用ができます。
- 要支援1・2の認定を受けている方は、これまでと同様のサービスも利用することができます。なお、利用するサービスによっては、要介護認定を更新せずに継続してサービスを利用することができます。その場合は、「基本チェックリスト」により「事業対象者」に判定されることが必要となります。

裏面にサービス利用の流れがあります。



サービス利用手続きの手順



介護保険サービスの
利用を希望

要介護認定の申請

要介護認定の審査

要介護1~5
と認定された人

介護サービス

要支援1・2
と認定された人

介護予防サービス

- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・認知症対応型通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具購入費の支給
- ・住宅改修費の支給 ほか



相 談

「高齢者相談センター」※や
「区役所の長寿保険課」の窓
口で利用の希望を伝えます。

注:介護予防訪問看護などの介護予防
サービスや第2号被保険者(40歳~64
歳)の方がサービスを利用する場合は、
今までどおり要介護認定が必要です。



「基本チェックリスト」※を実施

非該当



介護予防・生活支援
サービス

①訪問型サービス

ホームヘルパーに自宅を訪問
してもらい、食事・排せつ・入浴
などの身体介護や、調理・洗濯な
どの生活援助が受けられます。

②通所型サービス

デイサービスセンターの施設
などに通い、入浴や排せつ、食事
などの介護や、機能訓練などが
受けられます。

介護予防・生活支援
サービスのみ利用を希望

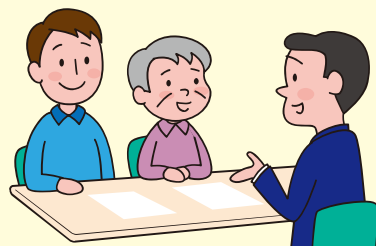
高齢者相談センター
の職員が自宅を訪問し、身体状況等を確認
します。



介護予防・生活支援サービスの
事業対象者

高齢者相談センターの職員が自宅を訪問し、
「①訪問型サービス」や「②通所型サービス」の
利用回数などケアプランを作成します。

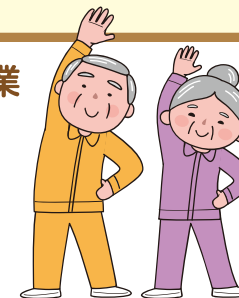
注:状態が変化(認知機能の低下など)した場合等は、要介
護認定申請をしていただく場合があります。



非該当

全ての高齢者が利用可能な一般介護予防事業

今の健康を維持し介護が必要な状態にならないようにするために、
おいしく食事が取れるよう口と歯のケアや栄養について学んだり、
骨・関節・筋肉などの働きが衰え、体が動かしにくくなるロコモティブ
シンδροームの予防のための体操(ロコモーショントレーニング)に
取り組んだりします。



※「高齢者相談センター」……お住まいの地区の担当は、裏面をご覧ください。
※「基本チェックリスト」……25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないか調べます。
高齢者相談センターや区役所で実施することができます。